

第92回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日(金曜日)
午前10時

岡山市北区撫川983番地
場所 株式会社滝澤鉄工所 本社会議室
(裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(1)
- 第3号議案 定款一部変更の件(2)
- 第4号議案 定款一部変更の件(3)
- 第5号議案 監査等委員である取締役以外の
取締役7名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役以外の
取締役に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。
新型コロナウイルスに関する対応につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takisawa.co.jp>)より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

株式会社滝澤鉄工所

証券コード：6121

招集ご通知

株主の皆様へ

当社は、本年、創立100周年という大きな節目を迎えることとなりました。

1922年に「瀧澤鐵工所」を創立して以来、時代の変化に適応しながら、ここまでこられましたのも、ひとえに皆様方の長年にわたるご支援とご愛顧の賜物であり、心より感謝申し上げます。

今後も、「豊かな未来を、機械で支える。」を経営理念(ミッション)に掲げ、お客様に喜ばれる製品・サービスを提供することを通じて、持続可能な社会の実現に向け、次の100年も取り組んでまいり所存ですので、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

はらだ かずひろ
代表取締役社長 原田 一八



目 次	
招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件(1)	
第3号議案 定款一部変更の件(2)	
第4号議案 定款一部変更の件(3)	
第5号議案 監査等委員である取締役以外の 取締役7名選任の件	
第6号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第7号議案 監査等委員である取締役以外の 取締役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	
(添付書類)	
事業報告	25
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50
TOPICS	55

株 主 各 位

(証券コード 6121)

2022年5月31日

岡山県岡山市北区撫川983番地

株式会社滝澤鉄工所

代表取締役社長 原田 一八

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、後記「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時

2 場 所 岡山市北区撫川983番地
株式会社滝澤鉄工所 本社会議室
(裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
株主様の安全を考慮し、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。(次頁ご参照)
なお上記趣旨に鑑み、本総会ではお土産のご用意はございませんのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3 目的事項 **報告事項** 1.第92期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第92期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件(1)
第3号議案 定款一部変更の件(2)
第4号議案 定款一部変更の件(3)
第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件
第6号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第7号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

新型コロナウイルス感染症の対応について

株主様へのお願い

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、本年の株主総会へのご出席は極力控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
2. 本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください、よろしくお願い申し上げます。
3. ご来場いただく株主様は、マスクのご着用をお願い申し上げます。
4. ご来場いただく場合は、会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方につきましては、御入場制限等をさせていただく場合がございます。
5. ご入場される場合には、受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
6. 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
7. 本総会においては、お土産のご用意はございません。また、株主総会終了後に開催しております工場見学につきましても中止させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社の対応について

1. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
2. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takisawa.co.jp>)より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takisawa.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要があるが生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<https://www.takisawa.co.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 **2022年6月24日(金曜日) 午前10時**

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 **2022年6月23日(木曜日) 午後5時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 **2022年6月23日(木曜日) 午後5時入力分まで**

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。



インターネットによる議決権行使について

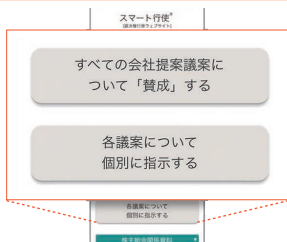
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

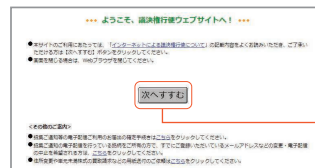
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

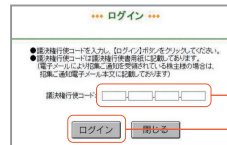
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

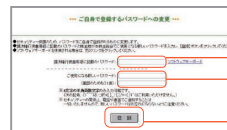
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

☎ 0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第92期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、96,167,205円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日にいたしたいと存じます。

1. 変更の理由

当社は、1922年工作機械の製造、販売を目的に「瀧澤鐵工所」として創立いたしました。本年、創立100周年を迎えるにあたり、先立って2020年4月に新たな経営理念として、ミッション『豊かな未来を、機械で支える。』、ビジョン『世界中のイノベーションを、TAKISAWAの機械から。』、バリュー『常識の破壊／未来志向／いつもお客様目線』に改定いたしました。この経営理念を踏まえ、現行定款第1条の商号を「株式会社滝澤鉄工所」から「株式会社TAKISAWA」に変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2022年10月1日とし、効力発生日後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 (商 号) 本公司は <u>株式会社滝澤鉄工所</u> と称する。 英文ではTAKISAWA MACHINE TOOL CO., LTD. と表示する。 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新 設)	第1章 総 則 第1条 (商 号) 本公司は <u>株式会社TAKISAWA</u> と称する。 英文ではTAKISAWA MACHINE TOOL CO., LTD. と表示する。 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>1 (条文省略)</u> <u>(商号変更に関する経過措置)</u> <u>2 第1条 (商 号) の変更は、2022年10月1日に効力を生じるものとする。なお、本項は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>

第3号議案

定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>第15条 (参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 (削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	第15条（電子提供措置等） 1. 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 附 則 (電子提供措置等に関する経過措置) 3 変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 4 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 5 前2項及び本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

1. 変更の理由

当社のガバナンス体制に対する監査・監督機能の一層の強化・充実を図るとともに、当社が社会環境の変化に対応し持続的な成長を確保するため、多様性ある社外人材の拡充が必要なことから、現行定款第16条第1項に定める監査等委員である取締役の員数の上限を5名から7名に変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 第16条 (取締役の員数と選任) 1. 本会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、11名以内とし、監査等委員である取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。	第4章 取締役及び取締役会 第16条 (取締役の員数と選任) 1. 本会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、11名以内とし、監査等委員である取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。

第5号議案

監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役7名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、指名手続きは指名・報酬諮問委員会の審議の結果を踏まえ適切に行われており、また、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	役位及び担当	在任年数	当期における取締役会への出席状況
1	はらだ かずひろ 原田 一八	再任 男性	代表取締役社長	12年	18回/18回 (100%)
2	はやしだ のりあき 林田 憲明	再任 男性	専務取締役 (全般・管理担当)	7年	18回/18回 (100%)
3	かじたに かずひろ 梶谷 和啓	再任 男性	常務取締役 (技術担当)	10年	18回/18回 (100%)
4	あおぢ よしのぶ 青地 芳信	再任 男性	取締役執行役員 (製造・購買担当)	1年	14回/14回 (100%)
5	みやけ なるひと 三宅 成人	新任 男性	執行役員 研究開発部長	—	—
6	いけだ さとる 池田 悟	新任 男性	執行役員 品質保証部長	—	—
7	たい うんきん 戴 雲錦	再任 男性	取締役	10年	17回/18回 (94.4%)

※在任年数は、当社取締役就任から本定時株主総会終結時までの年数です。

1

は

ら

だ

か

ず

ひろ

原田

一八

(1961年2月26日生 61歳)

候補者の有する当社の
株式数 (普通株式)
13,100株



再任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2005年 2月 株式会社カスケード 取締役社長
2008年 6月 当社管理部長
2008年 10月 当社執行役員 管理部長
2009年 3月 台湾龍澤科技股份有限公司 董事（現任）
2009年 4月 滝澤商貿（上海）有限公司 董事
2010年 6月 当社取締役 管理部長
2010年 12月 滝沢鉄工テクノサービス株式会社 取締役
2011年 1月 TAKISAWA U.K. LTD. 取締役
2011年 6月 滝澤商貿（上海）有限公司 董事長（現任）
2011年 6月 当社常務取締役 製造・管理部門担当
2012年 4月 当社代表取締役社長（現任）
2012年 12月 滝澤机床（上海）有限公司 董事長（現任）

■ 重要な兼職の状況

滝澤商貿（上海）有限公司 董事長、滝澤机床（上海）有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

原田一八氏は、技術部門、管理部門、製造部門等の知識や業務経験並びに当社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等においてグループを統括する立場からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

2

は

やし

だ

の

り

あ

き

林田

憲明

(1961年12月10日生 60歳)

候補者の有する当社の
株式数 (普通株式)
4,300株



再任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 トヨタ自動車株式会社入社
1991年 3月 大日本スクリーン製造株式会社（現株式会社SCREENホールディングス）入社
2008年 4月 同社半導体機器カンパニー 事業統轄部 業務部長
2012年 4月 同社半導体機器カンパニー 事業統轄部長
2012年 12月 株式会社シバサキ入社
2014年 1月 同社経営企画室長
2014年 7月 当社入社
2014年 7月 当社管理部長
2015年 1月 当社執行役員 管理部長
2015年 6月 当社取締役執行役員 管理部長
2016年 6月 台湾龍澤科技股份有限公司 董事（現任）
2016年 6月 当社取締役常務執行役員 管理担当 兼 管理部長
2018年 4月 当社常務取締役 管理担当 兼 総務部長
2020年 4月 当社専務取締役 全般・管理担当 兼 総務部長
2020年 7月 当社専務取締役 全般・管理担当（現任）

取締役候補者とした理由

林田憲明氏は、管理部門等の知識や業務経験並びに管理部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、総務、財務的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

3

かじたに かずひろ
梶谷 和啓

(1959年10月17日生 62歳)

候補者の有する当社の
株式数（普通株式）
5,300株

再任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 1月 当社入社
 2011年 1月 当社執行役員 技術部長
 2012年 6月 当社取締役 技術部門担当 技術部長
 2013年 6月 当社取締役常務執行役員 技術担当 技術部長
 2013年 10月 当社取締役常務執行役員 技術担当 カスタム設計部長
 2014年 12月 当社取締役常務執行役員 技術担当
 2018年 4月 当社常務取締役 購買・技術担当
 2022年 4月 当社常務取締役 技術担当（現任）

取締役候補者とした理由

梶谷和啓氏は、技術部門等の知識や業務経験並びに当社の購買部門や技術部門の長としての経営経験を有しております。また、社内会議等において、購買、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。なお、選任後は、当社常務取締役 営業担当 兼 海外営業部長に就任予定であります。

4

あおぢ よしのぶ
青地 芳信

(1964年 1月 1日生 58歳)

候補者の有する当社の
株式数（普通株式）
1,100株

再任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
 2014年 4月 当社品質保証部長
 2018年 4月 当社執行役員 品質保証部長
 2019年 4月 当社執行役員 製造統括部長
 2021年 6月 当社取締役執行役員 製造担当
 2022年 4月 当社取締役執行役員 製造・購買担当（現任）

取締役候補者とした理由

青地芳信氏は、品質保証部門、サービス部門の知識や業務経験並びに製造部門を統括する長としての経験を有しております。また、社内の各種会議において、製造、品質保証的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

5

み や け な る ひ と

三宅 成人

(1963年5月30日生 59歳)

候補者の有する当社の
株式数（普通株式）
※1,200株

新任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2013年 10月 当社研究開発部長
2018年 4月 当社執行役員 研究開発部長（現任）

取締役候補者とした理由

三宅成人氏は、技術部門の知識や業務経験並びに技術部門を統括する長としての経験を有しております。また、社内の各種会議において、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。
なお、選任後は、当社取締役執行役員 技術担当 兼 研究開発部長に就任予定であります。
※所有する当社の株式数（普通株式）は、従業員持株会における持分を記載しております。

6

い け だ

池田

さ と る

悟

(1965年12月29日生 56歳)

候補者の有する当社の
株式数（普通株式）
※900株

新任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 1月 当社入社
2014年 12月 当社カスタム設計部長
2018年 4月 当社執行役員 カスタム設計部長
2019年 4月 当社執行役員 品質保証部長（現任）

取締役候補者とした理由

池田悟氏は、品質保証・サービス部門、技術部門の知識や業務経験並びに品質保証部門を統括する長としての経験を有しております。また、社内の各種会議において、品質保証・サービス、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。
当社は、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。
なお、選任後は、当社取締役執行役員 品質保証担当 兼 品質保証部長に就任予定であります。
※所有する当社の株式数（普通株式）は、従業員持株会における持分を記載しております。



たい
戴

うん きん
雲 錦

(1958年6月24日生 64歳)

候補者の有する当社の
株式数（普通株式）
一株



再 任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 2月 台湾瀧澤機械股份有限公司入社（現 台湾瀧澤科技股份有限公司）
2004年 4月 台湾瀧澤科技股份有限公司 副総経理
2011年 3月 台湾瀧澤科技股份有限公司 総経理
2011年 6月 台湾瀧澤科技股份有限公司 董事 総経理（現任）
2011年 7月 上海欣瀧澤機電有限公司 董事（現任）
2012年 6月 当社取締役（現任）
2017年 1月 TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd 董事（現任）
2018年 3月 瀧澤機電（浙江）有限公司 董事（現任）

取締役候補者とした理由

戴雲錦氏は、海外子会社社長としての経験を有しております。また、取締役会等でグループの経営戦略の観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の保険料負担はございません。
また、当社は、当該契約を任期中に同様の内容で更新する予定であります。

第6号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役三宅盛夫氏、小林正啓氏及び十川智基氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役1名を新たに選任することとし、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	候補者属性	役位及び担当	在任年数 ※	当期における 取締役会への 出席状況
1	み や け も り お 三 宅 盛 夫	再任 男性	取締役（常勤監査等委員）	6年	18回/18回 (100%)
2	こ ば や し ま さ ひ ろ 小 林 正 啓	再任 男性	取締役（監査等委員）	12年	18回/18回 (100%)
3	そ が わ と も き 十 川 智 基	再任 男性	取締役（監査等委員）	9年	18回/18回 (100%)
4	さ か う え し ゅ う い ち 坂 上 修 一	新任 男性	—	—	—

※在任年数は、当社監査役、社外取締役及び監査等委員である取締役に就任から本定時株主総会終結時までの年数です。

1

み や け も り お

三宅 盛夫

(1958年 8月 5日生 63歳)

候補者の有する当社の
株式数 (普通株式)
2,300株

再 任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社中国銀行入社
 2002年 7月 同行八浜支店長
 2005年 2月 同行広報C S R センター長
 2008年 6月 同行新見支店長
 2011年 6月 同行コンプライアンス部長
 2012年 6月 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター監事
 2013年 6月 株式会社中国銀行コンプライアンス部 理事部長
 2015年 6月 同行N E X T 1 0 推進室 理事室長
 2016年 6月 当社取締役 常勤監査等委員 (現任)
 2017年 6月 滝澤商貿 (上海) 有限公司 監事 (現任)
 2017年 6月 滝澤机床 (上海) 有限公司 監事 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三宅盛夫氏には、長年にわたる金融機関で培った豊富な経験と知識を、主に財務、金融面から監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。同候補者は、社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

2

こ ば や し ま さ ひ ろ

小林 正啓

(1962年 8月 27日生 59歳)

候補者の有する当社の
株式数 (普通株式)
一株

再 任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 弁護士登録
 2000年 4月 花水木法律事務所所長 (現任)
 2010年 6月 当社監査役
 2016年 6月 当社取締役 監査等委員 (現任)
 2018年 4月 大阪弁護士会 副会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小林正啓氏には、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を、主に法務面から監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。同候補者は、社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

3

そ が わ と も き
十川 智基

(1973年12月27日生 48歳)

候補者の有する当社の
株式数 (普通株式)
2,200株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



再任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 10月 朝日監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社
 2004年 5月 公認会計士登録
 2009年 7月 十川公認会計士事務所所長 (現任)
 2009年 8月 税理士登録
 2009年 10月 朝日税理士法人代表社員 (現任)
 2013年 6月 当社取締役
 2016年 6月 当社取締役 監査等委員 (現任)
 2021年 6月 兼松エンジニアリング株式会社 取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

十川智基氏には、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を、主に財務、会計面から監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。同候補者は、社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

4

さ か う え し ゅ う い ち
坂上 修一

(1956年10月23日生 65歳)

候補者の有する当社の
株式数 (普通株式)
一株

新任

略歴、役位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 ハウス食品工業株式会社 (現ハウス食品株式会社) 入社
 2008年 4月 ハウス食品株式会社 情報システム部次長
 2012年 4月 ハウスビジネスパートナーズ株式会社 常務取締役
 2015年 4月 ハウス食品株式会社 理事
 2016年 4月 ハウスビジネスパートナーズ株式会社 代表取締役社長
 2019年 12月 特定非営利活動法人C I O L o u n g e 正会員
 2020年 11月 N E Cソリューションイノベータ株式会社 主席アドバイザー
 2021年 11月 株式会社サンネット シニアアドバイザー (現任)
 2022年 4月 特定非営利活動法人C I O L o u n g e 理事 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂上修一氏には、他社において長年にわたり培った情報システム分野を主とする豊富な業務経験とシェアードサービス企業での経営経験を有しており、当社のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進に活かしていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。また、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 三宅盛夫氏、小林正啓氏、十川智基氏、坂上修一氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 十川智基氏は当社が顧問契約をしております朝日税理士法人の代表社員であり、当社は同税理士法人に年間顧問報酬259万円（2022年3月期）を支払っておりますが、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であり、独立性を十分に有すると判断しております。
 - (3) 当社は三宅盛夫氏、小林正啓氏、十川智基氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は引き続き独立役員になる予定であります。
また、坂上修一氏が原案どおり選任された場合は、独立役員となる予定であります。
 - (4) 社外取締役候補者が監査役、社外取締役に就任してからの年数
三宅盛夫氏、小林正啓氏の当社監査役、社外取締役及び監査等委員である取締役の就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ6年、12年となります。十川智基氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
3. 責任限定契約に関する事項
- 当社は三宅盛夫氏、小林正啓氏、十川智基氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
- また、坂上修一氏が監査等委員である取締役に選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の保険料負担はございません。
- また、当社は、当該契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

〈メ モ 欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

取締役スキルマトリックス（本定時株主総会後）

※専門性について、業務執行取締役は上位3項目、監査等委員は上位2項目を記載。

		業務執行取締役					
							
役 位		代表取締役 社長	専務取締役	常務取締役	取締役 執行役員	取締役 執行役員	
専 門 性	企業経営	●					
	国際ビジネス			●		●	
	法務・労務		●				
	財務・会計・金融	●	●				
	技術・D X	●		●	●	●	
	ESG・人材開発 ダイバーシティ		●				
	営業・サービス・ マーケティング				●	●	
	製造・SCM・品質			●	●		
属 性	性別	男性	男性	男性	男性	男性	
	国際性 (海外国籍に○)						
	独立性 (独立社外役員に○)						
	年齢 (2022年6月24日時点)	61	60	62	58	59	
	在任期間 (監査役在任期間を含む)	12	7	10	1	-	

業務執行取締役			監査等委員				
							
	池田 悟	戴 雲錦	三宅盛夫	小林正啓	十川智基	米澤和美	坂上修一
	取締役 執行役員	取締役	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員
		●					●
		●					
				●		●	
			●		●		
	●						●
				●	●	●	
	●		●				
	●	●					
	男性	男性	男性	男性	男性	女性	男性
		○ (台湾)					
			○	○	○	○	○
	56	64	63	59	48	63	65
	-	10	6	12	9	3	-

第7号議案

監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第86回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内、これにより発行または処分される普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年7,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとします。）いたします。

なお、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本議案に基づく譲渡制限付株式報酬制度は、上記の目的を有するものであること、及び本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限が発行済株式総数（2022年3月31日時点）に占める割合は0.11%であり、その希薄化率は軽微であることから、本議案は相当なものであると判断しております。

なお、第5号議案「監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとしま

す。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）

(2) 役務提供期間

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 本割当株式の無償取得

- ①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案により対象取締役に割当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が継続する中、各種政策や企業収益の改善、海外経済の好転もあり、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられました。

先行きについては、引き続き新型コロナウイルス感染症による影響に加え、ウクライナ情勢、原材料価格・輸送コストの上昇、円安の進行等の懸念材料を抱えつつも、景気回復の動きは継続するものと予測されております。

工作機械業界におきましては、主に半導体関連の受注増加により、(一社)日本工作機械工業会公表の2021年1月～12月における受注総額は15,414億円となり、前年同期比70.9%増となりました。内需5,103億円(前年同期比57.3%増)、外需10,311億円(前年同期比78.6%増)となり、外需比率66.9%となっております。

当社グループにおきましては、主に日本国内・北米・中国・台湾において需要が増加したことにより、当連結会計年度の売上高は264億82百万円(前連結会計年度比56.8%増)となり、前連結会計年度に比べ95億93百万円の増収となりました。利益につきましては、売上高増加により営業利益は6億78百万円(前連結会計年度は営業損失7億16百万円)、経常利益は8億52百万円(前連結会計年度は経常損失7億2百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億73百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失7億39百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は12億35百万円であります。その主なものは、当社及び連結子会社であります台湾瀧澤科技股份有限公司の機械装置および建設仮勘定の増加によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、取引銀行3行との間にシンジケーション方式によるコミットメント期間付タームローン契約(コミットメント総額20億円)を締結しております。当該契約はあらかじめ定めた規模の洪水及び地震に被災した際に災害復旧資金としても借入実行可能な契約となっております。また、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、永続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことを目標としております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況に加え、地政学的リスクなどの懸念材料を抱えつつも、新型コロナウイルス危機下での政策効果に支えられた回復から自律的な回復への動きは継続するものと思われます。このような見通しのもと、当社グループは2022年に創立100周年を迎えるにあたり、役員・従業員が一丸となり新たな100年に向かって邁進していくため、2022年度を始期とする3か年の新中期経営計画を策定いたしました。新たな中期経営計画は、2030年度のありたい姿を「Vision 2030」とし、最初の3か年を「Value-Up 2024」と位置づけたものとなります。

(金額単位：百万円)

	Value-Up 2024		Vision 2030
	2022年度	2024年度	2030年度
連結売上高	28,000	31,000	40,000
連結営業利益	1,400	2,500	4,800
連結営業利益率	5.0%	8.0%	12.0%
連結ROA	3.0%	5.0%	8.0%
連結ROE	3.5%	6.0%	10.0%

前記の中期経営数値目標を達成するため、各機能ごとに基本方針を掲げ取り組んでまいります。

販売・マーケティング面におきましては、新規営業拠点開設等による海外の販路拡大に加え、デジタルマーケティングを活用したインサイドセールスの推進、プロモーション拡充により販売機会の創出を図ります。

サービス・品質面につきましては、D X（デジタルトランスフォーメーション）活用によるサービス・品質改革に加え、サービスパーツの即納体制整備、テクニカルセンターの拡充等により顧客目線に立ったサービスの強化を進めてまいります。

開発・調達・モノづくり面におきましては、モジュール化戦略により「開発～製造」プロセスにおける一気通貫での付加価値を高めるとともに、顧客ニーズに対応した製品展開、調達リスク対応、生産性向上を図ります。

経営基盤・E S G面では、基幹業務システムの更新による全社的D Xの推進、C C C（キャッシュコンバージョンサイクル）の改善によるキャッシュフロー創出、サステナビリティ経営による企業価値向上に向けた取組みを行ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

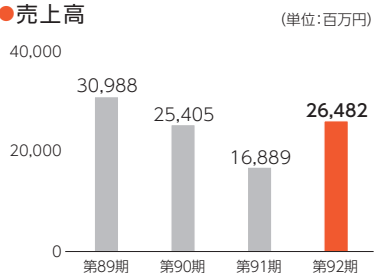
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第89期 2019年3月期	第90期 2020年3月期	第91期 2021年3月期	第92期 2022年3月期
売上高	(百万円)	30,988	25,405	16,889	26,482
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	3,329	1,797	△702	852
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	1,986	740	△739	373
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	303.00	113.05	△112.89	57.34
自己資本比率	(%)	46.1	50.2	47.8	41.6
総資産	(百万円)	37,480	34,637	34,639	41,546
純資産	(百万円)	21,052	21,134	20,277	21,765

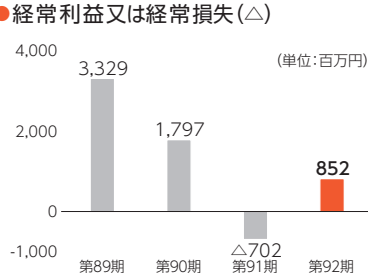
(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第92期の期首から適用しております。

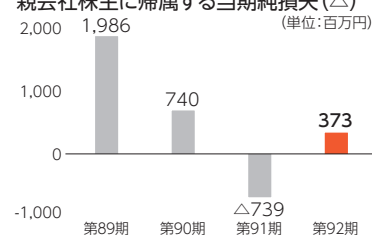
●売上高



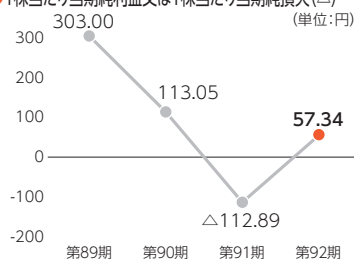
●経常利益又は経常損失(△)



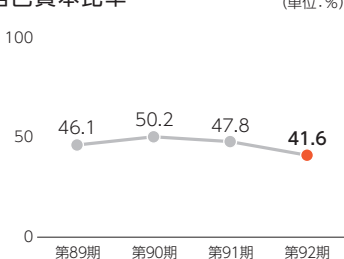
●親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)



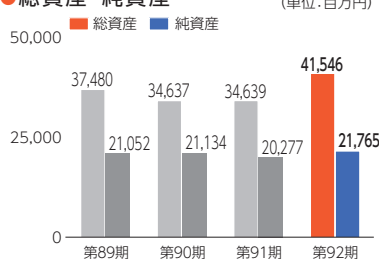
●1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



●自己資本比率



●総資産・純資産

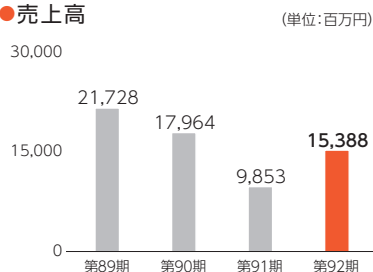


② 当社の財産及び損益の状況

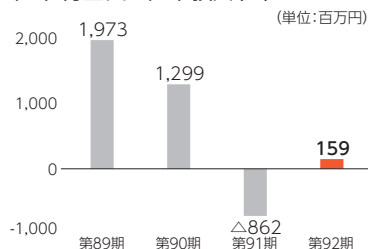
区 分		第89期 2019年3月期	第90期 2020年3月期	第91期 2021年3月期	第92期 2022年3月期
売上高	(百万円)	21,728	17,964	9,853	15,388
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	1,973	1,299	△862	159
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	1,499	746	△742	227
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	228.71	113.86	△113.28	34.85
自己資本比率	(%)	61.5	69.1	67.3	64.3
総資産	(百万円)	23,982	21,580	20,812	21,694
純資産	(百万円)	14,749	14,906	14,009	13,955

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第92期の期首から適用しております。

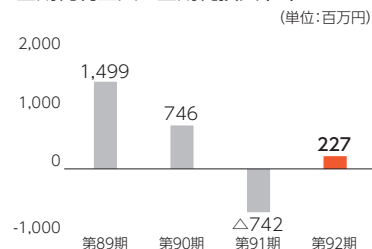
●売上高



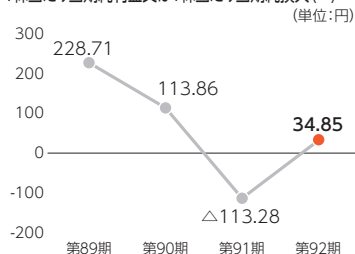
●経常利益又は経常損失(△)



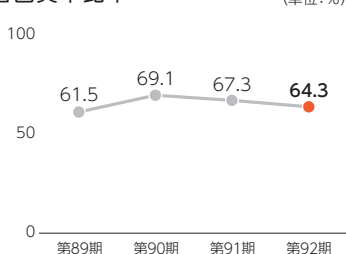
●当期純利益又は当期純損失(△)



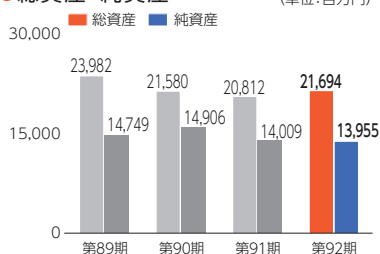
●1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



●自己資本比率



●総資産・純資産



(10) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 金属工作機械（NC旋盤、マシニングセンタ、普通旋盤等）の製造並びに修理加工
- ② 各種機械の販売

(11) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	岡山県岡山市北区撫川983番地
国内生産拠点	本 社 工 場 (岡山県岡山市北区) 下 庄 工 場 (岡山県倉敷市)
国内販売・サービス拠点	山形営業所 (山形県山形市) 北関東営業所 (群馬県前橋市)
	関東営業所 (埼玉県戸田市) 西関東営業所 (神奈川県厚木市)
	長野営業所 (長野県塩尻市) 浜松営業所 (静岡県浜松市北区)
	名古屋営業所 (愛知県名古屋市中川区) 大阪営業所 (大阪府東大阪市)
	岡山営業所 (岡山県岡山市北区) 広島営業所 (広島県広島市南区)
	福岡営業所 (福岡県大野城市)
	札幌連絡所 (北海道札幌市北区)
海外販売・サービス拠点	ドイツ (ラーティンゲン市)
	ベトナム (ハノイ市)

② 子会社

海外生産拠点	台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾 (桃園市)
	上海欣瀧澤機電有限公司 中国 (上海市)
	瀧澤機電 (浙江) 有限公司 中国 (浙江省嘉興市)
海外販売・サービス拠点	TAKISAWA, INC. 米国 (イリノイ州シャンバーグ市)
	滝澤商貿 (上海) 有限公司 中国 (上海市)
	滝澤机床 (上海) 有限公司 中国 (上海市)
	台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾 (桃園市)
	Takisawa Tech Corp. 米国 (カリフォルニア州チノヒルズ市)
	TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd タイ (サムットプラカーン県)
	TAKISAWA (THAILAND) CO.,LTD. タイ (サムットプラカーン県)
	PT.TAKISAWA INDONESIA インドネシア (ジャカルタ市)
	SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD. インド (バンガロール市)

(12) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
758名	16名増

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
391名	6名増	39.8才	13.4年

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TAKISAWA, INC.	3,900千米ドル	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤商貿（上海）有限公司	215,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤机床（上海）有限公司	200,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
台灣瀧澤科技股份有限公司	724,562千台湾元	51.09%	工作機械の製造・販売
上海欣瀧澤機電有限公司	5,000千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の製造・販売
瀧澤科技投資股份有限公司	6,500千米ドル	51.09% (51.09)	投資業務
瀧澤機電（浙江）有限公司	6,610千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の製造・販売
Takisawa Tech Corp.	300千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の販売・サービス
TAKISAWA Tech Asia Co., Ltd	14,000千バーツ	51.09% (51.09)	工作機械の販売・サービス

（注）議決権比率欄の（内書）は間接所有であります。

(14) 主要な借入先及び借入残高

株式会社滝澤鉄工所（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社中国銀行	808百万円
株式会社トマト銀行	604百万円
株式会社三井住友銀行	520百万円
三井住友信託銀行株式会社	460百万円
株式会社みずほ銀行	205百万円

台灣瀧澤科技股份有限公司（2021年12月31日現在）

借入先	借入残高
台灣銀行	977百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 普通株式 14,000,000株
 発行済株式の総数 普通株式 6,411,147株 (自己株式 166,975株を除く)
 (2) 株主数 普通株式 5,364名
 (3) 上位10名の株主の状況
 普通株式

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	834千株	13.0%
滝澤鉄工所取引先持株会	517千株	8.1%
ファナック株式会社	300千株	4.7%
株式会社中国銀行	289千株	4.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	186千株	2.9%
加藤清行	102千株	1.6%
CREDIT SUISSE AG	92千株	1.4%
三井住友信託銀行株式会社	80千株	1.2%
滝澤投資会	79千株	1.2%
UBS AG SINGAPORE	75千株	1.2%

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出した発行済株式総数に占める割合で計算しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

氏 名	役位及び担当	重要な兼職の状況
原 田 一 八	代表取締役社長	滝澤商貿（上海）有限公司董事長 滝澤机床（上海）有限公司董事長
田 口 巧	専務取締役 (全般・営業・品質保証担当 兼 海外営業部長)	
林 田 憲 明	専務取締役 (全般・管理担当)	
梶 谷 和 啓	常務取締役 (購買・技術担当)	
青 地 芳 信	取締役執行役員 (製造担当)	
戴 雲 錦	取締役	
三 宅 盛 夫	取締役 (常勤監査等委員)	
小 野 慎 一	取締役 (監査等委員)	
小 林 正 啓	取締役 (監査等委員)	
十 川 智 基	取締役 (監査等委員)	
米 澤 和 美	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役 青地芳信氏は、2021年6月25日付をもって取締役に就任いたしました。
2. 取締役 松原潤治氏は、2021年6月25日付をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 和田英明氏は、2021年6月5日逝去し、同日付で退任いたしました。
4. 取締役 三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、米澤和美氏は、社外取締役であります。なお、三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、米澤和美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 取締役 小野慎一氏、十川智基氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員（部長）、退任取締役（遡及日以降に退任した者）であり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、当該方針を取締役会決議により決定し、また、当該方針に沿った内容の役員報酬制度を策定し、運用しております。役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけて、企業使命の実現を促すものであるという観点から、業績との連動性を重視し、また優秀な人材を確保・維持するために役位に応じた競争力のある報酬体系にすることによって、取締役の企業業績及び株価向上にむけた行動を最大限に促進し、会社の持続的な企業価値向上を図ることとともに、株主等ステークホルダーに対する説明責任の観点から、取締役報酬の計算根拠を明確にすることにより、透明性、公正性、及び合理性をもって取締役の報酬を決定することを目的としています。また、役員報酬制度は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において審議、答申され、取締役会にて決定されます。なお、指名・報酬諮問委員会の客観性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、委員会は独立社外取締役が過半数を占めるように委員を構成しています。

② 取締役（監査等委員である取締役以外）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(i) 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針

他社の支給水準、当社業績及び従業員給与等とのバランスを考慮のうえ、任意の指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定することとしております。

(ii) 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等に係る業績指標は、計算の迅速性、透明性の観点から、また主要子会社における持株比率を踏まえ「単体経常利益」とし、当該報酬額を費用計上する前の金額といたします。また、期末の業績において「業績連動報酬等支給前単体経常利益」が200,000千円を超える場合に限りこれを支給することとし、算定時の単体経常利益は1,000千円未満を切り捨てた金額といたします。なお、業績指標に関する実績は、Ⅰ企業集団の現況に関する事項（9）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

〔業績連動報酬等の総額の算定式〕

業績連動報酬等総額＝業績連動報酬等支給前単体経常利益×支給乗率

支給乗率＝（業績連動報酬等支給前単体経常利益－2億円）×2.0%÷10億円

支給乗率は3.2%を上限、0%を下限とし、総額70,000千円を限度額としております。

個々の取締役に対する業績連動報酬等の額については、役位別にポイントを定めるものとし、全取締役のポイントの合計で除した配分率で業績連動報酬等総額を配分いたします。

なお、各取締役への支給額は、10千円未満を切り捨てた金額とします。

役 位	ポイント
代表取締役社長	21.2
取締役会長	17.2
取締役副社長	17.2
専務取締役	14.8
常務取締役	12.4
取締役上席執行役員（部門担当有）	10.8
取締役上席執行役員（部門担当無）	10.0
取締役執行役員・取締役（部門担当有）	9.2
取締役執行役員・取締役（部門担当無）	8.6
非常勤取締役（関連会社常勤取締役）	0.8

- (iii) 上記 (i)、(ii) の額の (取締役の個人別の報酬等の額に対する) 割合の決定に関する方針

業績連動報酬等とそれ以外の報酬の割合は、業績連動報酬等の支給乗率が上限 (3.2 %) の場合は35 : 65 (業績連動報酬等 : それ以外の報酬)、支給乗率が下限 (0 %) の場合は0 : 100 (業績連動報酬等 : それ以外の報酬) といたします。

- (iv) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

支払時期： 業績連動報酬等 6月 (年1回)、それ以外の報酬の支払 毎月

- (v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において審議、答申し、取締役会にて決定いたします。

- (vi) 前記 (i) ~ (v) のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

任意の指名・報酬諮問委員会は客観性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占めるように委員を構成しております。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、決定方針に沿って策定された役員報酬制度に従って運用されており、また、監査等委員会にて運用状況をチェックしていることから、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役以外の取締役の報酬総額の限度額 (業績連動報酬等含む) 及び監査等委員である取締役の報酬総額の限度額は2016年6月24日第86回定時株主総会にて以下の決議がされております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は6名、監査等委員である取締役は5名です。

監査等委員である取締役以外の取締役 200,000千円 (年額)

監査等委員である取締役 40,000千円 (年額)

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	115,134 (—)	115,134 (—)	— (—)	— (—)	8 (—)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	27,238 (27,238)	27,238 (27,238)	—	—	5 (5)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会等への出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	①発言状況 ②期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	三 宅 盛 夫	18回／18回	16回／16回	①主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、2021年6月開催株主総会開催日以降の取締役会から議長に就任しております。また、任意の指名・報酬諮問委員会に委員長として参加し、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督をおこない、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。
	小 野 慎 一	18回／18回	16回／16回	①主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、任意の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督をおこないました。 また、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	①発言状況 ②期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	小 林 正 啓	18回／18回	16回／16回	①主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。
	十 川 智 基	18回／18回	16回／16回	①主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、任意の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督をおこないました。 また、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。
	米 澤 和 美	18回／18回	16回／16回	①主に社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。

2. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。
3. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ④ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。
- ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見
該当事項はありません。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(8) 子会社の監査の状況

当社子会社の台灣瀧澤科技股份有限公司は、勤業衆信聯合會計師事務所の監査を受けております。

Ⅵ 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の判断に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式について大規模買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、突如として行われる株式の大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社の企業価値は、工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、持続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことにあると考えております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、中期経営計画等を策定しこれを実現すべく行動しております。これら取組みの内容に関しましては、本事業報告「I 企業集団の現況に関する事項 (8) 対処すべき課題」に記載しております。

② コーポレートガバナンス向上への取組み

当社は、経営理念に則り、経営の効率化・健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンス向上に取り組んでおります。

当社は、法令等の遵守に基づく公正な経営により、企業倫理と調和した経営効率を達成し、株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンス基本規程を制定し、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスの確保に努めております。

当社は、取締役会に対する監査・監督機能の強化や、意思決定の迅速化、業務の効率化等を目的として、2016年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。委員の過半数を独立社外取締役とすることで、独立性を確保するとともに、常勤監査等委員を置き、同委員が社内の重要な会議に参加し積極的に意見を述べるなど、その役割・責務を果たし、監査機能の実効性を高めております。

また、取締役の指名・報酬の独立性・客観性を図ることを目的として、2016年6月に任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設け、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会への答申を行っております。監査等委員である取締役以外の取締役の任期については1年とし、取締役の責任の明確化と事業環境の変化に柔軟に対応可能な体制としております。

さらに、当社は、取締役会の機能向上を図るために、年に一度、取締役会の在り方、運営につき議論し、実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2021年6月25日開催の第91回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様に取り締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとし、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が

20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

本対応方針は2021年6月25日開催の第91回定時株主総会においてご承認いただき継続しておりますが、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保され、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科 目	金 額
流動資産	30,253,185
現金及び預金	10,502,746
受取手形	1,568,393
売掛金	5,289,518
電子記録債権	652,228
有価証券	500,000
商品及び製品	3,244,482
仕掛品	2,645,798
原材料及び貯蔵品	4,732,782
前払費用	234,540
未収入金	78,183
その他	875,341
貸倒引当金	△70,831
固定資産	11,293,093
有形固定資産	9,995,277
建物及び構築物	3,986,155
機械装置及び運搬具	1,355,929
土地	3,646,733
建設仮勘定	350,460
その他	655,999
無形固定資産	114,432
その他	114,432
投資その他の資産	1,183,383
投資有価証券	622,209
繰延税金資産	387,894
その他	176,662
貸倒引当金	△3,382
資産合計	41,546,278

負債の部	
科 目	金 額
流動負債	15,700,036
支払手形及び買掛金	5,271,844
電子記録債務	1,715,721
短期借入金	3,265,695
一年以内返済予定の長期借入金	1,939,883
未払金	1,238,791
未払費用	101,596
未払法人税等	250,197
未払事業所税	27,923
賞与引当金	144,009
製品保証引当金	144,253
その他	1,600,120
固定負債	4,081,181
長期借入金	3,000,671
繰延税金負債	290,511
退職給付に係る負債	744,498
資産除去債務	30,286
その他	15,214
負債合計	19,781,218
純資産の部	
株主資本	16,422,838
資本金	2,319,024
資本剰余金	1,568,289
利益剰余金	12,746,806
自己株式	△211,282
その他の包括利益累計額	874,081
その他有価証券評価差額金	53,200
為替換算調整勘定	842,924
退職給付に係る調整累計額	△22,043
非支配株主持分	4,468,141
純資産合計	21,765,060
負債及び純資産合計	41,546,278

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,482,620
売上原価	19,933,191
売上総利益	6,549,429
販売費及び一般管理費	5,870,812
営業利益	678,616
営業外収益	
受取利息及び配当金	22,560
助成金収入	223,871
受取賃貸料	33,990
その他の営業外収益	57,253
営業外費用	
支払利息	67,671
為替差損	65,257
シンジケートローン手数料	23,021
その他の営業外費用	8,314
経常利益	852,028
税金等調整前当期純利益	852,028
法人税、住民税及び事業税	220,349
法人税等調整額	△94,589
当期純利益	726,267
非支配株主に帰属する当期純利益	352,463
親会社株主に帰属する当期純利益	373,804

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科 目	金 額
流動資産	13,714,797
現金及び預金	3,513,066
受取手形	82,551
売掛金	3,706,558
電子記録債権	652,228
有価証券	500,000
商品及び製品	1,324,006
仕掛品	1,563,041
原材料及び貯蔵品	1,871,715
前払費用	66,935
その他	434,692
固定資産	7,979,917
有形固定資産	4,859,765
建物	2,263,153
構築物	83,641
機械装置	589,717
車両運搬具	0
工具器具備品	144,721
土地	1,748,365
建設仮勘定	30,166
無形固定資産	98,441
ソフトウェア仮勘定	97,846
水道施設利用権	594
投資その他の資産	3,021,710
投資有価証券	594,162
関係会社株式	1,909,968
関係会社出資金	269,384
繰延税金資産	133,416
その他	118,162
貸倒引当金	△3,382
資産合計	21,694,714

負債の部	
科 目	金 額
流動負債	5,473,677
支払手形	206,481
買掛金	1,170,705
電子記録債務	1,715,721
一年以内返済予定の長期借入金	1,167,170
未払金	518,673
未払費用	45,911
未払法人税等	44,949
未払事業所税	27,923
契約負債	223,762
預り金	48,679
賞与引当金	144,009
製品保証引当金	82,445
その他	77,244
固定負債	2,265,439
長期借入金	1,513,454
退職給付引当金	721,699
資産除去債務	30,286
負債合計	7,739,117
純資産の部	
株主資本	13,902,396
資本金	2,319,024
資本剰余金	1,566,911
資本準備金	749,999
その他資本剰余金	816,911
利益剰余金	10,227,742
利益準備金	91,861
その他利益剰余金	10,135,881
別途積立金	5,300,000
繰越利益剰余金	4,835,881
自己株式	△211,282
評価・換算差額等	53,200
その他有価証券評価差額金	53,200
純資産合計	13,955,596
負債及び純資産合計	21,694,714

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,388,657
売上原価		11,696,007
売上総利益		3,692,649
販売費及び一般管理費		3,835,997
営業損失		143,347
営業外収益		
受取利息及び配当金	238,885	
商標権使用料	34,353	
為替差益	19,630	
その他の営業外収益	45,873	338,742
営業外費用		
支払利息	5,288	
租税公課	1,411	
シンジケートローン手数料	23,021	
固定資産除却損	4,200	
その他の営業外費用	2,417	36,339
経常利益		159,054
税引前当期純利益		159,054
法人税、住民税及び事業税	34,096	
法人税等調整額	△102,212	△68,115
当期純利益		227,169

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社滝澤鉄工所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 康 好
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滝澤鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社滝澤鉄工所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 康 好
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 滝澤鉄工所 監査等委員会

常勤監査等委員 三宅 盛夫 ㊟

監査等委員 小野 慎一 ㊟

監査等委員 小林 正啓 ㊟

監査等委員 十川 智基 ㊟

監査等委員 米澤 和美 ㊟

監査等委員三宅盛夫、小野慎一、小林正啓、十川智基及び米澤和美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

TOPICS

TOPIC 01 中期経営数値目標(2022～2024年度)

EV関連および一般機械向けでの受注を伸ばし、海外においては販路拡充を図ることにより、『2022年度売上高280億円、営業利益14億円』⇒『2024年度売上高310億円、営業利益25億円』を目指します。

【前】中期経営計画 (2020～2021年度)		【新】中期経営計画 Value-Up 2024 (2022～2024年度)		長期経営計画 Vision 2030	
2020年度、売上低迷に加え、原材料及び物流費上昇により、赤字転落 - 回復期に向け各種改善活動展開 2021年度、黒字転換		2022年度、創立100周年、新たな100年へのスタート 2030年度のありたい姿をVision 2030とし、最初の3か年をValue-Up 2024と位置づけ		目標KGI - 連結営業利益率 12% - 連結ROA^(※1) 8%以上 - 連結ROE^(※2) 10%以上	
(金額単位:百万円)					
	2020年度	2021年度	2022年度	2024年度	2030年度
連結売上高	16,889	26,482	28,000	31,000	40,000
連結営業利益	▲716	678	1,400	2,500	4,800
連結営業利益率	▲4.2%	2.6%	5.0%	8.0%	12.0%
連結ROA	▲2.0%	2.2%	3.0%	5.0%	8.0%
連結ROE	▲4.4%	2.2%	4.0%	6.0%	10.0%

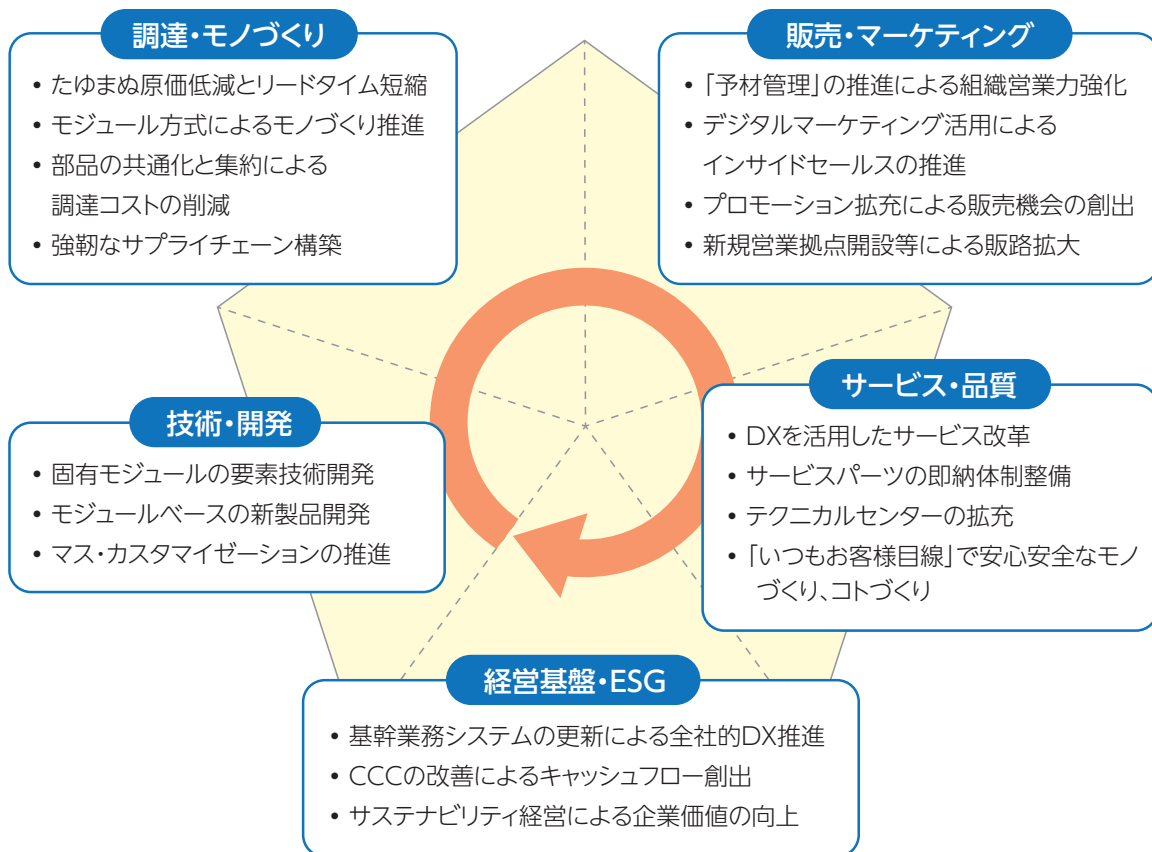
目標KGI

- ・連結営業利益率 12%
- ・連結ROA^(※1) 8%以上
- ・連結ROE^(※2) 10%以上

(金額単位:百万円)

(※1)総資産経常利益率
(※2)自己資本当期純利益率

環境の変化に対応しつつ、収益基盤を強化し持続的発展を果たすため、各機能ごとに基本方針を掲げ中期経営計画達成に注力していきます。



TOPIC 03 創立100周年を迎えるにあたって

2022年に創立100周年を迎えるに先立ち、役員・従業員が一丸となり新たな100年に向かって邁進していくため、2020年4月に経営理念を改定いたしました。

ミッション 『豊かな未来を、機械で支える。』

ビジョン 『世界中のイノベーションを、TAKISAWAの機械から。』

バリュー 『常識の破壊／未来志向／いつもお客様目線』

さらに、2022年6月開催の株主総会で承認いただくことを前提に、新たな経営理念を踏まえた社名および社名ロゴに変更予定です(2022年10月)。

[現] 社名、社名ロゴ

株式会社滝澤鉄工所



TAKISAWA



[新] 社名、社名ロゴ

株式会社TAKISAWA



TAKISAWA

TOPIC 04 健康経営優良法人に4年連続で認定



2022年3月、当社は健康管理、メンタルヘルス対策、健康増進(健康づくり)をはじめとした健康配慮の取り組みが評価され、2019年2020年2021年に続き「健康経営優良法人2022(大規模法人部門)」に4年連続で認定されました。心と体の健康づくりを推進し、働きやすい職場環境の実現を目指して従業員の健康保持・増進の周知と意識向上を図るとともに、働くすべての人が持てる力を発揮できるよう健康配慮の取り組みを展開しています。

今後も働くすべての人々の心とからだの健康づくりを推進していくとともに、一人ひとりがいきいきと働くことができる環境づくりに取り組んでまいります。

健康経営優良法人とは

健康経営優良法人認定制度とは、健保連や経済団体・連合・日本医師会・全国知事会などが参加する日本健康会議が、経済産業省及び厚生労働省と共に推進する健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

TOPIC 05 購買調達方針・グリーン調達ガイドラインの制定

2022年4月、当社は基本的人権の尊重・地域社会への貢献に配慮し、日本国内・海外各国の法令および社会規範を遵守すると共に、環境負荷低減を重視した購買活動を実施するため「購買調達方針」を制定しました。

また、調達品に関するグリーン調達の基準を定め、当社製品への禁止物質の混入を防止すると共に、サプライチェーンにおいて伝達が必要な化学物質情報を管理することを目的とした「グリーン調達ガイドライン」を制定しました。



サステナビリティ取り組み内容

マテリアリティ	主な取り組み内容	関連するSDGs
環境負荷の低減	環境方針 購買調達方針・グリーン調達ガイドライン 岡山エコ事業所認定取得 おかやまプラスチック3R宣言事業所登録 屋上緑化設備・緑化駐車場 省エネルギーLED照明 クリーンエネルギー太陽光発電 省エネで環境にやさしい製品群 岡山県「企業との協働の森づくり」参画 岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証の取得 「COOL CHOICE」への賛同 「Fun to share」への参加 フードロスの低減	
人権尊重	法務省「Myじんけん宣言」プロジェクトに賛同 「CUP FOR TWO」参画 「eco to educationプロジェクト」参画	
地域社会への貢献	「岡山市美しいまちづくりの日」一斉ボランティア清掃参画 一時避難場所の提供 地域美化 工場見学	
人財育成・ダイバーシティ推進	健康宣言 各種教育研修 女性の活躍推進 「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所」認定取得 有給休暇 取得推進活動 高齢者の活用 外国人採用 健康経営優良法人2022(大規模法人部門)認定 健活企業認定取得 おかやま子育て応援宣言企業 安全衛生教育 定期健康診断・健康相談 職場巡視 リスクアセスメント	
コンプライアンス強化	コーポレートガバナンス基本方針 コンプライアンス基本方針 内部統制システム基本方針 リスク管理基本方針 品質方針	

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	期末配当 毎年3月31日
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	TEL: 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00～17:00 (土日休日を除く)
インターネットホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

〔株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会〕

証券会社等の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、お取引証券会社等へご照会ください。証券会社等の口座をご利用でない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

お手続きについて

●特別口座でご所有の方

(証券会社等の口座以外でご所有の方)

三井住友信託銀行株式会社 (特別口座管理機関)

TEL:0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土日休日を除く)

●証券会社等の口座でご所有の方

お取引証券会社等までお問い合わせください。

■単元未満株式をお持ちの方へ

単元未満株式については、証券市場でのお取引ができないなど、現行制度上そのお取扱いに制約が多いのが現状です。そこで当社では、当社が単元未満株式を買い取らせていただく(買取請求)または株主様のご所有の株式を1単元(100株)となるよう買い増せる(買増請求)制度を導入しております。

■買取請求・買増請求手数料について

当社では、単元未満株式の買取請求・買増請求手数料をいただきません(無料)。

※当社の収受する買取請求・買増請求手数料が対象となります。証券会社等を通じてお手続きされる場合、別途取次手数料を徴収される場合があります。詳細は事前にお取引証券会社等にご確認ください。

※このご案内は、単元未満株式の買取請求・買増請求をお勧めするものではなく、お手続きにあたりましては、あくまで株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

場 所

岡山市北区撫川983番地 株式会社滝澤鉄工所 本社会議室
TEL.086-293-6111(本社・工場)



交通アクセス

お車で越しの方
(高速道路からの場合)



山陽自動車道・瀬戸中央自動車道

A 早島IC



滝澤鉄工所

新幹線でお越しの方



山陽新幹線

岡山駅



山陽本線・伯備線

B 庭瀬駅



タクシー

山陽本線下り方面2つ目「庭瀬駅」で下車タクシーで約7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。